



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(子育て支援課) 1

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定 (村づくり計画課) 2
- 民有保安林の指定の解除の予定 (森林管理課) 2
- 民有保安林の指定の解除 (森林管理課) 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定 (水産課) 2
- 都市計画事業の認可 (道路街路課) 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課) 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 3

収用委員会事項

- 公示送達 4

規 則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第66号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年沖縄県規則第52号) の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「であっては」を「にあっては」に改め、同号イ中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができるものと認められるものに限る。) を有する付室」を「付室 (階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

附則第8項中「幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状 (教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 第4条第2項に規定する普通免許状をいう。) を有する者」を「次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に規定する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 幼稚園教諭の普通免許状 (教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次号及び第3号において同じ。) を有する者が満3歳以上の幼児の保育に従事する場合
- (2) 小学校教諭の普通免許状を有する者が保育士とともに満3歳以上満5歳に満たない幼児の保育に従事する場合又は満5歳以上の幼児の保育に従事する場合
- (3) 養護教諭の普通免許状を有する者が保育士とともに満3歳以上の幼児の保育に従事する場合

附則第9項中「認める者」の次に「が保育士とともに乳児又は幼児の保育に従事する場合に限り、当該

者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった天底第1地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、平成28年10月4日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年10月17日から同年11月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第537号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北104番1（次の図に示す部分に限る。）、127番
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第538号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡粟国村字浜南港原659番・660番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、660番3、696番2、697番2、698番2、699番3、字浜照喜名原3011番2、3011番3、3220番2、字浜和多留池原3221番3、3244番1、3244番3、3250番2、3250番4、字浜下登利仲原3740番2・3746番3・3752番3・3764番・3765番・3766番1・3768番2・3775番（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、3746番2、3752番1、3763番2、3766番2、3766番3
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第539号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとお

りあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
沖縄県近海鮪加入区	小型まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業）	南城市玉城字奥武218番地の1 大城照貞 沖縄市与儀一丁目32番21号 金城和彦
沖縄県近海鮪加入区	主としてまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とする漁業）	沖縄市泡瀬四丁目25番17号ニューライフ泡瀬 泡瀬番館405号 渡慶次憲二 那覇市字天久877番地ウィングシャトー那覇 オーシャンビュー603 中林千尋

沖縄県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・那1号旭橋崇元寺線
- 3 事業施行期間 平成28年10月14日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第541号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 区間 本部町字東234番から同町字渡久地962番地先まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年10月14日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年9月14日 沖縄県指令土第779号、平成28年9月27日 沖縄県指令土第746号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字平得大俣1273番130ほか17筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽

- (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字当間340番地 公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会 理事長 屋宜由章
- 5 検査済証番号 平成28年9月30日 第4325号
- 6 工事完了年月日 平成28年8月31日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第38号

収用しようとする土地 国頭郡恩納村字谷茶大袋原806番3、807番5、807番6、807番7、808番2及び808番4

関係人 亡大城勇法定相続人大城渚 浦添市城間三丁目16番13号2F

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

一般国道58号改築工事（恩納南バイパス）裁決申請等事件（その1）及び（その3）に係る平成28年9月8日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成28年11月3日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年10月14日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--